

「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」 一覧表

| 整理番号 | 資料番号 | 諮問通知 | 諮問内容 | | 制限措置（概要） （漁業種類、操業区域、船舶の総トン数など） | 漁業を営む者の資格 （関係地区） | 公示 隻数 | 申請 期間 | 備考 | | |
|------------------|------|-------------------------------------|--------------|---------------|-----------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| | | | 制限措置等 （案） | 許可等の基準 （案） | | | | | | | |
| 1 | 3-1 | (宗谷総合振興局) 令和8年1月19日 宗水産第2287号 | ○ | — | かれい固定式刺し網漁業 宗谷総合振興局管内沖合海域 | 20トン未満 | 宗谷総合振興局管内 （天塩郡幌延町を除く。）に住所を有する者 | 20隻 | 令和8年3月18日 ～ 令和8年4月17日 | P1～P10 | |
| 2 | 3-2 | | ○ | — | 火光を利用する敷き網漁業（いかなご） | 宗谷総合振興局管内沖合海域 宗谷総合振興局管内共同漁業権 漁場区域 | 20トン未満 | 宗谷総合振興局管内 （天塩郡幌延町を除く。）に住所を有する者 | 55隻 | 令和8年2月18日 ～ 令和8年3月17日 | P11～P19 |
| | | | ○ | — | 火光を利用する敷き網漁業（やりいか） | 宗海共第8号及び第49号共同漁業権 漁場区域 | | | 3隻 | | |
| | | 宗海共第9号及び第49号共同漁業権 漁場区域 | | | | 11隻 | | | | | |
| | | 宗海共第10号及び第49号共同漁業 権漁場区域 | | | | 15隻 | | | | | |
| | | 宗海共第11号及び第49号共同漁業 権漁場区域 | | | | 1隻 | | | | | |
| | | 宗海共第13号及び第49号共同漁業 権漁場区域 | | | | 3隻 | | | | | |
| 宗海共第49号共同漁業権漁場区域 | 1隻 | | | | | | | | | | |

宗 水 産 第 2 2 8 7 号
令和 8 年 (2026 年) 1 月 19 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道



制限措置の内容及び申請すべき期間等について (諮問)
漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号) による、改正後の漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 同法律第 58 条に読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

○諮問内容

(1) 制限措置の内容及び申請すべき期間について
関係漁業

- (① かれい固定式刺し網漁業
② 火光を利用する敷き網漁業 (いかなご・やりいか))

(宗谷総合振興局産業振興部水産課漁業管理係)



北海道総合振興局告示第 号
 漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号に掲げるかれない固定式刺し網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和8年 月 日

北海道知事 鈴木 直道

| | | 制限措置 | | | | 備考 | |
|--------------|--|-------------------|---------|-----------------------|-------------------------------|------------------------|--|
| (1)漁業種類 | 宗谷総合振興局管内沖合海域 | (2)操業区域 | (3)漁業時期 | (4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | (5)船舶の総トン数 | (6)漁業を営む者の資格 | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 |
| かれない固定式刺し網漁業 | 最大高潮時海岸線(上磯町と豊浦町との界から251メートルの線以北、東経140度39.08分の線(東、最大高潮時海岸線)と豊浦町との界)と、東経140度39.08分の線(西、最大高潮時海岸線)と豊浦町との界)の間の海域(このうち、(イ)固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権漁場区域を除いた海域)ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。 | 毎年、5月1日から12月31日まで | 20隻 | 総トン数20トン未満 | 宗谷総合振興局管内(天塩郡岨崎町を除く。)に住所を有する者 | 令和8年5月18日から令和8年4月17日まで | <p>1. 許可の有効期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとする。ただし、令和8年5月2日以降の許可にあつては、許可の日から令和11年4月30日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和8年5月1日から令和9年4月30日までとする。ただし、令和8年5月2日以降の認可にあつては、認可の日から1年又は令和11年4月30日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、宗谷総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1)漁船面、漁船の船種、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その船種、宗谷総合振興局長に報告しなければならぬ。</p> <p>(2)海中に敷設する刺し網の長さ、10、000メートル以内でなければならない。</p> <p>(3)使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが60.6ミリメートル以上でなければならない。</p> <p>(4)海中に敷設する漁具の各のし頭の面積には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(5)夜間照らす漁具には、浮標灯を付さなければならない。</p> <p>(6)次に掲げるさけ、ます及びひきがしがらばならない。</p> <p>ア 全長20センチメートル以上のさけ、ます</p> <p>イ 甲長8センチメートル以上のひきがし</p> <p>ウ すわいがし</p> <p>エ べにすわいがし</p> <p>オ たらばがし</p> <p>カ あぶらがし</p> <p>(7)知事が漁業調整上、操業に關し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(8)我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。</p> |

かれい固定式刺し網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い

令和3年(2021年)2月15日
北海道宗谷総合振興局

(適用範囲)

第1 この取扱いは、宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)沖合海域において、動力漁船を使用して、かれい固定式刺し網により行う漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

(操業海域)

第2 操業海域は、次の海域とする。

(1) 宗谷総合振興局管内沖合海域

最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から26度30分の線以北、東経140度39.8分の線以東、最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、かれい固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権漁場区域を除いた海域。

ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則という。’)第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

(1) 漁業種類

漁業種類は、かれい固定式刺し網漁業とする。

(2) 操業区域

操業区域は、第2に掲げる海域とする。

(3) 漁業時期

漁業時期は、毎年、5月1日から12月31日までとする。

(4) 船舶の総トン数

総トン数20トン未満とする。

(5) 許可等すべき船舶等の数

かれいの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勧案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、次のとおりとする。

ア 宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者であること。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度、定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、その操業区域に係る地区内の1港とする。

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、宗谷総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 海中に敷設する刺し網の長さは、10,000メートル以内でなければならない。

(3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが60.6ミリメートル以上でなけ

ればならない。

- (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならぬ。
- (5) 夜間敷設する漁具には、浮標灯を付さなければならぬ。
- (6) 次に掲げるさけ・ます及びかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならぬ。
 - ア 全長 20 センチメートル以上のさけ・ます
 - イ 甲長 8 センチメートル以上のけがにの雄がに
 - ウ ずわいがに
 - エ べにずわいがに
 - オ たらばがに
 - カ あぶらがに
- (7) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならぬ。
- (8) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならぬ。

(その他参考となるべき事項)

第 8 許可に際しては、次のとおり、規則第 25 条第 7 号に規定するその他参考となるべき事項を付ける。

- (1) 次に掲げるさけ・ます及びかきの採捕は、北海道漁業調整規則により禁止されているので、採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければなりません。
 - ア 全長 20 センチメートル未満のさけ・ます
 - イ 甲長 8 センチメートル未満のけがにの雄がに
 - ウ けがにの雌がに

(資源管理等の取組みの推進)

第 9 このこの漁業を操業するときは、海洋水産資源開発促進法に基づく「北海道海域マガレイ、ソウハチ資源管理協定」及び「北海道日本海海域ヒラメ資源管理協定」に定める資源管理の方法を遵守しなければならない。

- 2 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及び他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第 10 許可等の申請にあたっては、規則第 9 条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者及び規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- (9) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (10) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第 11 申請書は、申請者が漁業協同組合に所属する場合には、漁業協同組合で取りまとめのうえ、提出するものとする。

(許可等の基準)

第12 第3(5)の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙1のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第13 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙2により、宗谷総合振興局長を経由して知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめの上、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第14 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「宗かれい刺第〇〇〇〇〇〇〇号」

(許可証の交付)

第15 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

1 平成10年8月4日施行の「かれい固定式刺し網漁業の許可に関する取扱方針」は廃止する。

2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この取扱いは、令和3年2月15日から施行する。

(改正経過)

1 令和2年12月1日 施行

2 令和3年2月15日 一部改正

許可等の基準 (第 12 関係)

| 申請者区分 | 優先位 | 基準 | 許可等の決定方法 | | | | | | | | |
|----------|--|---|--|----|----|----------|--|----------------|--------|---|----------------|
| 操業実績者 | 第 1 位 | 従前の当該漁業許可 (以下「従前許可」という。)の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を誠実に営んだ実績がある者。【操業実績者】 | 許可等すべき船舶等の数 (以下「公示隻数」という。)の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 | | | | | | | | |
| | 第 2 位 | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。(漁業等に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者)【操業実績者】 | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 | | | | | | | | |
| 新規者 | 第 3 位 | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】 | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 | | | | | | | | |
| | 第 4 位 | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。(漁業に関する法令違反がある者で、規則第 10 条第 1 号に該当しない者)【許可受有者】 | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。 | | | | | | | | |
| 新規者 | 第 5 位 | 従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者 | 上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを行い、許可等をする者を定める。 | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業)の経験がある者 この漁業と同種漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業)の経験がある者 その他の漁業経験がある者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> </tbody> </table> | 勘案事項 | 基準 | 配点 | 申請者の漁業経験 | この漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業)の経験がある者 この漁業と同種漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業)の経験がある者 その他の漁業経験がある者 | 3点 2点 1点 | 申請者の住所 | 操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者 | 3点 2点 1点 |
| 勘案事項 | 基準 | 配点 | | | | | | | | | |
| 申請者の漁業経験 | この漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業)の経験がある者 この漁業と同種漁業(水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業)の経験がある者 その他の漁業経験がある者 | 3点 2点 1点 | | | | | | | | | |
| 申請者の住所 | 操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者 | 3点 2点 1点 | | | | | | | | | |

(注) 随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

かれい固定式刺し網漁業操業区域図

